

生分解性マルチ導入支援事業補助金交付要綱

令和8年3月16日 環農第1013号制定

(趣旨)

第1条 生分解性マルチは、土壌中にすき込むことで微生物によって分解されることから、農作物収穫後のマルチの回収作業や廃プラスチックの処分が不要であり、作業の省力化とともに環境負荷低減が期待できる。そこで、本県農業における環境負荷低減の取組拡大を推進するため、知事は、第2条に定める事業に要する経費に対し、予算の範囲内において千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき事業実施主体に対し補助金を交付する。

(事業実施主体、経費及び補助率)

第2条 事業の区分、事業実施主体、経費及び補助率は別表1に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、交付を受けようとする事業実施主体（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ））が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、交付の対象とならない。

一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

二 次のいずれかに該当する行為（ロ又はハに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

イ 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

ロ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ハ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

四 関係法令を遵守しない者

(交付の申請)

第3条 規則第3条の規定による補助金の交付申請をしようとするときは、知事が定める期日までに生分解性マルチ導入支援事業補助金交付申請書（別記様式第1号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書を提出するときは、事業実施主体について当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。（以下同じ））があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

（交付の条件）

第 4 条 規則第 5 条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- 一 事業の内容の変更（別表 2 に規定する重要な変更に限る。）をする場合においては、知事の承認を受けること。
- 二 事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- 三 事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- 四 その他知事が必要と認める事項

（承認の手続）

第 5 条 前条第 1 号又は第 2 号の規定による承認を受けようとするときは、生分解性マルチ導入支援事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（別記様式第 2 号）を知事に提出しなければならない。

（軽微な変更）

第 6 条 軽微な変更は、別表 2 の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

（状況報告）

第 7 条 規則第 10 条の規定により、事業の遂行状況を報告しようとするときは、知事が指定する日現在の状況を生分解性マルチ導入支援事業遂行状況報告書（別記様式第 3 号）により、その日から 15 日以内に報告しなければならない。

（実績報告）

第 8 条 規則第 12 条の規定による実績報告をしようとするときは、補助事業の完了した日（第 5 条による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）から起算して 1 か月を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度の 3 月 31 日のいずれか早い期日まで生分解性マルチ導入支援事業補助金実績報告書（別記様式第 4 号）を知事に提出しなければならない。

2 第 3 条第 2 項のただし書きにより交付申請をしたものは、前項の実績報告書を提出するに当たって第 3 条第 2 項ただし書きに該当した事業実施主体について当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告し

なければならない。

- 3 第3条第2項のただし書きにより交付申請をしたものは、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前記の規定により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額報告書（別記様式第5号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（交付の請求）

第9条 規則第15条の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、生分解性マルチ導入支援事業補助金交付請求書（別記様式第6号）を知事に提出しなければならない。

（概算払の請求）

第10条 規則第16条の規定による概算払を受けようとするときは、生分解性マルチ導入支援事業補助金概算払請求書（別記様式第7号）を知事に提出しなければならない。

（暴力団密接関係者）

第11条 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、第2条第2項第二号又は第三号に該当する者（補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあっては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他の団体）とする。

（補助金等の経理）

第12条 事業実施主体は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金等の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 事業実施主体は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。

（書類の経由）

第13条 規則又はこの要綱の規定により知事に提出する書類は、所管の農業事務所の長を経由するものとする。なお、所管の農業事務所が定まっていない場合には、知事に直接提出するものとする。

附則 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1 (補助金交付要綱第 2 条関係)

事業実施主体	経費	補助率
<p>1 生分解性マルチを新たに導入する次の団体等</p> <p>(1) 農業者の組織する団体</p> <p>(2) 農業協同組合、農業協同組合連合会</p> <p>(3) 市町村が構成員に含まれる協議会</p> <p>(4) 生分解性マルチの取組でみどり認定を取得した農業者(法人、個人)</p> <p>(5) その他知事が認める団体</p>	<p>1 生分解性マルチの新規導入に係る経費</p>	<p>1 1/3以内</p> <p>ただし、補助金の上限 10,000 円/10a 以内かつ、1 団体あたりの補助金の上限 100 万円以内とする。</p> <p>※(4)の場合は、1 事業実施主体あたりの補助金の上限 30 万円以内とする。</p>

別表 2 (第 4 条及び第 6 条関係)

重要な変更
<p>1 事業の中止又は廃止</p> <p>2 事業実施主体の変更</p> <p>3 事業実施主体に係る事業費の 30%を超える範囲の増減又は補助金の増</p>